

**刑 法** (配点 60 点)**【問題】**

以下の【設例】を読んで、甲及び乙の罪責を検討しなさい（ただし、特別法違反の点は除く）。

**【設例】**

1. 甲（28歳、女性）は、令和3年6月ころ、甲が親権者であるA（3歳、女性）を連れて、先に協議離婚に至った乙（27歳、男性）と内縁関係に入り、甲がそれまで住んでいた甲方マンションで同棲を開始することになった。しかし、同棲当初から、Aが乙に懐く様子を全く見せなかったことから、乙はAに対して、「しつけ」と称したせっかんとを毎日のように繰り返すようになっていた。
2. 同年11月20日午後7時ころ、甲方マンションの寝室に、おもちゃが片付けられておらず放置されていたことに腹を立てた乙は、Aを寝室に連れ込んで、「おもちゃを散らかしたのはお前か。」などと強い口調で尋ねた。しかし、Aは乙の応答に答えず、乙を睨み付けるような目つきをしたため、乙はこれに腹立ちを募らせ、Aの顔面、頭部を平手で数回殴打するといったせっかんとを加えた。
3. 前記2の事実が行われたのと同時刻、甲は台所で夕食の準備を行っていたところ、乙が寝室でAを大きな声で問い詰めているのを聞くとともに、頬を叩くような「ぱしっ」という音を2、3回聞いた。その際に、甲は、「乙のAに対するいつものせっかんとが始まった」と思ったものの、これに対しても何もせず、依然として台所で米をとぎ続け、乙の行動に無関心を装っていた。
4. 乙から殴られていたAは、その後も変わらず乙を睨みつけるような態度を継続していたため、乙はその態度にさらに立腹し、「お前がやったのかと聞いている。」と怒鳴りながら、一発ずつ間隔を置いて、Aの頭部右側を手拳あるいは裏拳で5回にわたり殴打したところ、Aは突然短い悲鳴を上げるとともに、転倒して意識を失った。これを聞いた甲は、その際のAの悲鳴がこれまでにないものであったことから、慌てて寝室に向かったところ、既にAは乙に抱えられ、身動きしない状態となっていた。
5. 甲と乙は、その後すぐに、乙の運転する自動車にAを乗せて病院に向かい、同日午後8時ころ、市立の総合病院に到着した。Aは、同病院で直ちに開頭手術を受けたものの、翌21日午前1時ころ、乙のせっかんとによる硬膜下出血、くも膜下出血等に伴う脳機能障害により死亡した。
6. なお、乙がAをせっかんとしていた当時、甲は乙の子どもを妊娠中であり、もしも、甲が乙のせっかんとを実力により阻止しようとした場合には、乙から反撃され、甲や妊娠中の胎児の健康にまで影響が及んだ可能性は否定できないものであった。

以上